

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)  
平成 28 年3月 23 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501046 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500103 号

## 第1 結論

昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの請求期間及び昭和 42 年度のうち 6 か月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 42 年度のうち 6 か月

請求期間①については、私たち夫婦の国民年金手帳には昭和 41 年 2 月 2 日付けの A 市の検認印がそれぞれ押してあるにもかかわらず、国の記録では国民年金保険料が未納とされている。

また、請求期間②については、夫が夫婦二人分の保険料を納付しており、夫の保険料は納付済みであるが、私の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者が保有する国民年金手帳の検認記録欄に、昭和 41 年 2 月 2 日付けの A 市の検認印が押されていることが確認できる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間①に係る納付記録について、納付済みである旨の記録が抹消されていることが確認できるものの、当該保険料について、納付を取り消す理由が見当たらない上、還付された旨の記録も確認できない。

請求期間②については、請求者は、請求者の夫が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた旨陳述しているところ、夫婦の国民年金手帳、国民年金被保険者台帳及び領収証書によれば、請求期間②を除く昭和 37 年 4 月から昭和 49 年 9 月までの期間のうち、納付日を確認することができる期間について、夫婦の納付日は一致している上、夫の昭和 42 年度の国民年金保険料は全て納付済みであることから、請求者の請求期間②の国民年金保険料についても納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501047 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500104 号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 9 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで

② 昭和 55 年 10 月及び同年 11 月

請求期間①については、私たち夫婦の国民年金手帳には昭和 41 年 2 月 2 日付けの A 市の検認印がそれぞれ押してあるにもかかわらず、国の記録では国民年金保険料が未納とされている。

また、請求期間②については、夫が夫婦二人分の保険料を納付しており、私の保険料が納付済みであるが、夫の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者が保有する訂正請求記録の対象者（夫）の国民年金手帳の検認記録欄に、昭和 41 年 2 月 2 日付けの A 市の検認印が押されていることが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間①に係る納付記録について、納付済みである旨の記録が抹消されていることが確認できるものの、当該保険料について、納付を取り消す理由が見当たらない上、還付された旨の記録も確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間②については、オンライン記録及びB市が作成した氏名索引票によれば、訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者の資格取得年月日が平成元年4月に「昭和55年12月21日」から「昭和55年10月31日」に訂正されており、当該記録訂正時点まで請求期間②は国民年金の被保険者期間とされていなかった上、当該記録訂正時点では請求期間②の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、請求期間②の国民年金保険料に係る納付書は作成されなかったと考えられる。

そのほか、訂正請求記録の対象者が、請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500590 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500295 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成6年7月1日から平成21年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。なお、標準報酬月額については、別表1の第3欄のとおりとする。

平成6年7月から平成21年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年7月から平成21年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年7月1日から平成21年10月1日まで

ねんきん定期便により、請求期間の標準報酬月額が当時の給料支給額に見合った額と相違していることが分かったので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、別表2の第1欄に掲げる月に係る期間については、請求者から提出された給料明細書により、同表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていていることが確認できる。

また、請求期間のうち、別表3の第1欄に掲げる月に係る期間については、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料を保有していないものの、請求者から提出された当該期間以外に係る給料明細書から判断すると、同表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが推認できる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる額から同表の第3欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年7月から平成21年9月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、平成6年7月から平成21年9月までの期間について、給料明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成6年7月1日から平成21年10月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

別表1

第1欄 請求期間に係る月	第2欄 訂正前の標準報酬月額	第3欄 訂正後の標準報酬月額
平成6年7月	20万円	32万円
平成6年8月		36万円
平成6年9月		32万円
平成6年10月		36万円
平成6年11月から平成7年1月まで		32万円
平成7年2月から同年7月まで		36万円
平成7年8月から同年11月まで		32万円
平成7年12月		44万円
平成8年1月及び同年2月		36万円
平成8年3月及び同年4月		34万円
平成8年5月		36万円
平成8年6月		34万円
平成8年7月から同年9月まで		36万円
平成8年10月及び同年11月		34万円
平成8年12月		44万円
平成9年1月		38万円
平成9年2月から同年6月まで		44万円
平成9年7月		36万円
平成9年8月		44万円
平成9年9月		36万円
平成9年10月から平成10年9月まで		44万円
平成10年10月から平成11年5月まで	24万円	44万円
平成11年6月		38万円
平成11年7月及び同年8月		41万円
平成11年9月から同年11月まで		44万円
平成11年12月		41万円
平成12年1月から同年5月まで		44万円
平成12年6月		41万円
平成12年7月		44万円
平成12年8月及び同年9月		36万円
平成12年10月から平成13年9月まで		26万円
平成13年10月から平成14年9月まで	30万円	36万円
平成14年10月から平成15年3月まで		36万円
平成15年4月及び同年5月		41万円
平成15年6月から平成16年11月まで		38万円
平成16年12月		36万円
平成17年1月から同年8月まで	32万円	38万円
平成17年9月から平成18年5月まで		36万円
平成18年6月		38万円
平成18年7月		36万円
平成18年8月		38万円
平成18年9月から平成19年1月まで		36万円
平成19年2月		38万円
平成19年3月		36万円
平成19年4月から平成21年9月まで		34万円

別表2

第1欄 請求期間に係る月	第2欄 報酬月額に見合う標準報酬月額	第3欄 控除額に見合う標準報酬月額	第4欄 オンライン記録の標準報酬月額
平成6年12月及び平成7年1月	32万円	36万円	22万円
平成7年2月	41万円	36万円	
平成7年3月	36万円	36万円	
平成7年4月	38万円	36万円	
平成7年5月	44万円	36万円	
平成7年6月	47万円	36万円	
平成7年12月	53万円	44万円	
平成8年1月	38万円	36万円	
平成8年7月	44万円	36万円	
平成8年8月	38万円	36万円	
平成8年12月	47万円	44万円	
平成9年1月	38万円	44万円	
平成9年2月	53万円	44万円	
平成9年3月	47万円	44万円	
平成9年4月	44万円	44万円	
平成9年5月	53万円	44万円	
平成9年10月	53万円	44万円	
平成9年11月	56万円	44万円	
平成9年12月及び平成10年1月	47万円	44万円	
平成10年2月	56万円	44万円	
平成10年3月	53万円	44万円	
平成10年4月	47万円	44万円	
平成10年5月	56万円	44万円	
平成10年6月及び同年7月	47万円	44万円	
平成10年8月及び同年9月	50万円	44万円	
平成10年10月	47万円	44万円	24万円
平成10年11月	53万円	44万円	
平成10年12月	47万円	44万円	
平成11年1月	50万円	44万円	
平成11年2月	47万円	44万円	
平成11年3月及び同年4月	44万円	44万円	
平成11年5月	47万円	44万円	
平成11年6月	38万円	44万円	
平成11年7月及び同年8月	41万円	44万円	
平成11年9月	44万円	44万円	
平成11年10月及び同年11月	47万円	44万円	
平成11年12月	41万円	44万円	
平成12年1月	56万円	44万円	
平成12年2月から同年5月まで	47万円	44万円	
平成12年6月	41万円	44万円	
平成12年7月	50万円	44万円	
平成12年8月	44万円	36万円	
平成12年9月	50万円	36万円	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間に係る月	報酬月額に見合う標準報酬月額	控除額に見合う標準報酬月額	オンライン記録の標準報酬月額
平成12年10月	56万円	36万円	26万円
平成12年11月	47万円	36万円	
平成12年12月	41万円	36万円	
平成13年1月	47万円	36万円	
平成13年2月	41万円	36万円	
平成13年3月	38万円	36万円	
平成13年4月	47万円	36万円	
平成13年5月	44万円	36万円	
平成13年6月	47万円	36万円	
平成13年7月	41万円	36万円	
平成13年8月	47万円	36万円	
平成13年9月	56万円	36万円	
平成13年10月	50万円	36万円	28万円
平成13年11月	47万円	36万円	
平成13年12月	62万円	36万円	
平成14年1月	41万円	36万円	
平成14年2月	47万円	36万円	
平成14年3月	41万円	36万円	
平成14年4月	50万円	36万円	
平成14年5月	36万円	36万円	
平成14年6月	47万円	36万円	
平成14年7月	44万円	36万円	
平成14年8月及び同年9月	41万円	36万円	
平成14年10月から平成15年3月まで	41万円	36万円	30万円
平成15年4月及び同年5月	41万円	44万円	
平成15年6月から平成16年8月まで	41万円	38万円	
平成16年9月	38万円	38万円	
平成16年10月	41万円	38万円	
平成16年11月	38万円	38万円	
平成16年12月	36万円	38万円	
平成17年1月	62万円	38万円	
平成17年2月	50万円	38万円	
平成17年3月	47万円	38万円	
平成17年4月	62万円	38万円	
平成17年5月	56万円	38万円	32万円
平成17年6月	62万円	38万円	
平成17年7月	44万円	38万円	
平成17年8月	50万円	38万円	
平成17年9月	44万円	38万円	
平成17年10月	47万円	38万円	
平成17年11月及び同年12月	44万円	38万円	
平成18年1月及び同年2月	41万円	38万円	
平成18年3月	50万円	38万円	
平成18年4月及び同年5月	44万円	38万円	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間に係る月	報酬月額に見合う標準報酬月額	控除額に見合う標準報酬月額	オンライン記録の標準報酬月額
平成18年6月	36万円	38万円	
平成18年7月	38万円	38万円	
平成18年8月	36万円	38万円	
平成18年9月	44万円	38万円	
平成18年10月	41万円	38万円	
平成18年11月	38万円	38万円	
平成18年12月	44万円	38万円	
平成19年1月	38万円	38万円	
平成19年2月	36万円	38万円	
平成19年3月	34万円	38万円	
平成19年4月から同年6月まで	38万円	38万円	
平成19年7月	41万円	38万円	
平成19年8月から平成20年8月まで	38万円	38万円	
平成20年9月から平成21年9月まで	41万円	38万円	32万円

別表3

第1欄 請求期間に係る月	第2欄 報酬月額に見合う標準報酬月額	第3欄 控除額に見合う標準報酬月額	第4欄 オンライン記録の標準報酬月額
平成6年7月	32万円	36万円	
平成6年8月	41万円	36万円	
平成6年9月	32万円	36万円	
平成6年10月	36万円	36万円	
平成6年11月	32万円	36万円	
平成7年7月	44万円	36万円	
平成7年8月から同年11月まで	32万円	36万円	
平成8年2月	44万円	36万円	
平成8年3月及び同年4月	34万円	36万円	
平成8年5月	47万円	36万円	
平成8年6月	34万円	36万円	
平成8年9月	50万円	36万円	
平成8年10月	34万円	36万円	
平成8年11月	34万円	44万円	
平成9年6月	53万円	44万円	
平成9年7月	36万円	44万円	
平成9年8月	53万円	44万円	
平成9年9月	36万円	44万円	

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501305 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500296 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額を 109 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 21 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A社が加入するB厚生年金基金から請求期間に係る国の厚生年金保険の記録がないと連絡をもらった。当該期間に賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「平成 15 年 7 月賞与」と記載された一覧表及びC健康保険組合の賞与健康保険料内訳書、同僚から提出された平成 15 年 7 月分の賞与支払明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成 15 年 7 月 10 日に同社から賞与が支給され、標準賞与額 109 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 7 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500850 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500298 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 22 年 3 月 1 日から平成 24 年 12 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 3 月から平成 24 年 11 月までの標準報酬月額については、平成 22 年 3 月から同年 8 月までは 30 万円から 34 万円とし、平成 22 年 9 月から平成 23 年 6 月までは 30 万円から 32 万円とし、平成 23 年 7 月は 30 万円から 38 万円とし、平成 23 年 8 月は 30 万円から 41 万円とし、平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月までは 30 万円から 34 万円とし、平成 24 年 4 月は 30 万円から 38 万円とし、平成 24 年 5 月から同年 8 月までは 30 万円から 34 万円とし、平成 24 年 9 月から同年 11 月までは 30 万円から 32 万円とする。

平成 22 年 3 月から平成 24 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 3 月から平成 24 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基 础 年 金 番 号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 1 月 16 日から平成 24 年 12 月 1 日まで

請求期間の標準報酬月額が給与支給明細書の総支給額に見合った額より低いことが分かったので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 1 日までの期間及び平成 23 年 5 月 1 日から平成 24 年 12 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（30 万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間のうち、平成 22 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び平成 23 年 3 月

1日から同年5月1日までの期間について、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料を保有していないものの、請求者から提出された当該期間以外に係る給与支給明細書から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成22年4月1日から平成23年3月1日までの期間及び平成23年5月1日から平成24年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成22年4月から同年8月までは34万円、平成22年9月から平成23年2月までの期間並びに平成23年5月及び同年6月は32万円、平成23年7月は38万円、平成23年8月は41万円、平成23年9月から平成24年3月までは34万円、平成24年4月は38万円、平成24年5月から同年8月までは34万円、平成24年9月から同年11月までは32万円とし、請求期間のうち、平成22年3月1日から同年4月1日までの期間及び平成23年3月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成22年3月は34万円、平成23年3月及び同年4月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成22年3月から平成24年11月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、平成22年3月から平成24年11月までの期間について、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成22年3月1日から平成24年12月1日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成22年1月16日から同年3月1日までの期間については、請求者は、平成22年3月支給の給与支給明細書は保有していないが、市民税・県民税回答書（平成22年中所得）の社会保険料額により、事業主が源泉控除していたと推認できる厚生年金保険料額2万3,025円に見合う標準報酬月額30万円は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから訂正是認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500812 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500102 号

## 第1 結論

昭和 48 年 2 月から昭和 54 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月  
② 昭和 48 年 3 月及び同年 4 月  
③ 昭和 48 年 5 月から昭和 50 年 10 月まで  
④ 昭和 50 年 11 月から昭和 53 年 3 月まで  
⑤ 昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 1 月まで

私は、会社を退職した直後の昭和 48 年 2 月に、当時居住していた A 市の B 支所において、以前居住していた C 市で交付された国民年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行った。その後、B 支所から電話があり、再度、B 支所に行ったところ、C 市で交付された年金手帳を回収され、新しい国民年金の番号が記載された年金手帳をもらった。

結婚に伴い昭和 48 年 5 月に D 市に転居し、A 市で新たに交付された年金手帳を持参して任意加入の手続を行った。

昭和 48 年 7 月に請求期間①及び②の納付書が A 市にある実家に届き、請求期間①及び昭和 48 年 3 月の保険料は姉が納付してくれ、同年 4 月の保険料は私が納付した。また、請求期間③の保険料も私が納付していた。

昭和 50 年 11 月に E 市に、昭和 53 年 4 月に F 市に転居したが、いずれも A 市で交付された年金手帳を持参して国民年金の手続を行い、請求期間④及び⑤の保険料を納付していた。昭和 51 年 7 月頃には姉が、同年 10 月頃には元夫が保険料を納付してくれたこともあった。

昭和 54 年 3 月頃に F 市 G 区役所から年金手帳と領収書を持参するよう連絡があり、A 市で交付された年金手帳と全ての領収書を回収され、新しい国民年金の番号が記載された年金手帳と 1 枚の領収書を渡された。

請求期間の保険料の納付記録がないのは、A 市で発行された国民年金の番号が消されたからだと思う。調査をして、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者は、過去にC市において発行された国民年金手帳を持参して、昭和48年2月にA市B支所で国民年金の加入手続を行ったが、A市において新しい国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出され、当該記号番号に基づき、請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、過去に交付された国民年金手帳を持参し、国民年金の加入手続を行う者に対して新しい記号番号が払い出されることを考えにくい上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても請求者に対してA市において記号番号が払い出されたことを確認することができない。

また、請求者は、昭和46年10月にC市からA市に転居し、昭和48年2月にC市における記号番号に係る国民年金手帳を持参してA市のB支所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、請求者に対してC市及びF市において記号番号がそれぞれ払い出されており、C市における記号番号は、当該記号番号前後の記号番号に係る国民年金被保険者台帳の手帳交付年月日欄に「44. 6. 24」の日付印が押されていることから昭和44年6月頃に払い出されたと推認でき、C市における記号番号に係る国民年金受付処理簿には請求者がC市から転出したことを示す記載はないことから、A市においてC市における記号番号に基づく国民年金の加入手続及び住所変更手續が行われたとも考えられない。さらに、F市における記号番号は、当該記号番号に係る任意加入被保険者としての資格取得日が昭和54年2月8日であること及び当該記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日欄に「54. 3. 13」の日付印が押されていることから昭和54年2月頃に払い出されたと推認でき、F市における記号番号は、平成9年1月1日に基礎年金番号として付番され、平成21年4月2日にC市における記号番号と統合されていることから、昭和54年2月8日に国民年金の任意加入手続が行われた際に、C市における記号番号が行政側に把握されなかつたため、F市において新たに記号番号が払い出されたと考えられる。

以上のことから、請求者が請求期間において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと考えることは困難である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501095 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500105 号

## 第1 結論

昭和 46 年 9 月から平成 2 年 9 月までの請求期間については、国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 9 月から平成 2 年 9 月まで

私は、大学をやめて本格的に働き始めた昭和 46 年 9 月頃に、父親から国民年金に加入するよう強く言われ、A 市役所で国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行った。

加入手続の時か、後日送付されたか定かでないが、緑色のビニール袋に入った茶色の国民年金手帳を交付された。請求期間の定額保険料及び付加保険料については、A 市役所、銀行及び郵便局で納付書により納付していた。

請求期間が国民年金の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和 46 年 9 月頃に国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行い、請求期間に係る国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付した旨陳述しているところ、請求者の主張どおりであれば、請求者に対して国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に係る記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501575 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500106 号

## 第1 結論

昭和 58 年 5 月から昭和 60 年 12 月までの請求期間及び昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月から昭和 60 年 12 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

私の国民年金保険料の納付記録は、第 3 号被保険者期間を除き、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の 1 か所しかないが、私は、昭和 58 年 5 月頃から実家の商売を手伝い、収入を得るようになったので、昭和 58 年 5 月から第 3 号被保険者となる前月の昭和 61 年 6 月までの保険料を市役所、郵便局及び銀行で納付していた。また、領収日付印は押されていないが、請求期間①のうち、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの領収証書と請求期間②の領収証書を保管しており、この 2 枚の領収証書は保険料を納付した証拠である。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金の被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から昭和 62 年 6 月頃に払い出されたと推認できるところ、請求者に係る住民票によれば、請求者の住所は出生から現在まで同一市内である上、請求者は現在所持する当該記号番号が記載されている年金手帳とは別の年金手帳を所持したことではない旨陳述していることから、請求者に対し、当該記号番号とは別の記号番号が払い出されたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても当該記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和 62 年 6 月頃に行われたと考えられ、昭和 58 年 5 月頃から国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間①のうち、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの期間及び請求期間②について、国民年金保険料を納付したことを示す資料として、「納付書・領収証書」及び「領収控」を提出しているが、いずれも領収日付印は押されておらず、「領収控」は、国民年

金保険料を収納した金融機関等が控えとして保管するものであることから、当該資料をもって、国民年金保険料を納付したと認めるることは困難である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501594 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500297 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、A社は、請求者に対して請求期間に賞与の支給をしていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501086 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500299 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 27 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 18 年 8 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日まで

A社に路線バス運転士として勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、会社が過少に報告したために、将来受給する年金額が少なくなった。正しい標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る「路線賃金明細書」及び給与支給明細書並びに請求者から提出された請求期間の一部に係る給与支給明細書により確認できる事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額については、請求者が事業主から支払っていた報酬月額に見合う標準報酬月額と比較すると、請求期間全てにおいて低額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間については、上記給与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額 18 万円がこれに該当するが、当該標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であるため訂正は認められない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。